高 農 政 第 2 号 令和7年1月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名		高島市	
(市町村コード)	(252123)		
地域名	新旭地域 北畑地区		
(地域内農業集落名)		(北畑)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年12月26日	
		(第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

・農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。現状は大規模農家や他集落からの入作で高齢等により耕作出来なくなった農地を引き受けているが限界があり、新規就農者等の担い手が参入することを期待する。

- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・10年前に比べ小規模農家が減少しており、今後も離農する農家が増えると予想される。 担い手農家に農地を預けるか、集落営農組織を立ち上げて機械の効率や農作業の省力化を図るなどの地域農業のあ り方について検討し実行する転換期を迎えることになる。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

 . /	13-3/ PMS	
区垣	成内の農用地等面積	17.1 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.1 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	継続して地域での話し合いを行い、目標地図の見直しを行いながら、農地の集積・集約化の取り組みを進める。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	・目標地図に基づく担い手への農地集積・集約を図るため、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。					
	(3) 基盤整備事業への取組方針					
	・用排水路の漏水などの補修を行う。					
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、					
	相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					
	☑ ⑥燃料・資源作物等 ☑ ⑦保全・管理等 ☑ ⑧農業用施設 ☑ ⑨耕畜連携等 ☑ ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】 ⑥地域内資源の有効活用をすすめ、肥料費の削減と土壌改良を図る。 ⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。					